

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
休む日、
翌日の翌日）

目次
◇規 則 鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 総則（第三十一条―第三十三条）」を「第一節 総則（第三十一条―第三十三条の二）」に改める。

第八条第三項及び第八条の二第二項中「一般文書受付簿」を「一般文書受付カード」に改める。

第四章第一節中第三十三条の次に次の一条を加える。

（発文書整理カード）

第三十三条の二 課長は、起案文書で自動のものが決裁されたときは、発文書整理カード（様式第十六号の二）に所要の事項を記載するものとする。ただし、軽易なもので、課長が必要がないと認めたものについては、この限りでない。

第三十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 文書を発送しようとするときは、起案文書に、当該文書が自動のものであるときは発文書整理カードを、当該文書が他動のものであるときは一般文書受付カードを、当該文書が許認可等申請文書であるときは許認可等申請文書整理カードを添えて広報文書課に提出するものとする。

第三十九条第一号及び第二号を次のように改める。

一 広報文書課長は、文書を施行したときは、起案文書の所定欄に所要の事項を記載するとともに、当該文書が自動のものであるときは発文書整理カードに、当該文書が他動のものであるときは一般文書受付カードに、当該文書が許認可等申請文書であるときは許認可等申請文書整理カードに所要の事項を記載すること。

二 広報文書課長は、文書が完結したときは、起案文書の所定欄に完結印を押印するとともに、当該文書が自動のものであるときは発文書整理カードを、当該文書が他動のものであるときは一般文書受付カードを、当該文書が許認可等申請文書であるときは許認可等申請文書整理カードを整理すること。

第三十九条第四号中「（様式第二十二号）」を「（様式第二十一号）」に改める。

別表第一 広報文書課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

別表第一 衛生課の項中

四十一	薬局開設の許可又はその更新の許可	薬事法	一〇日に審議会の諮問を要する日数を加える	七日に審議会の諮問を要する日数を加える	鳥取県薬事審議会の答申を要する。
四十二	医薬品販売業の許可の更新	"	"	"	"
四十三	配置販売従事者の身分証明書の交付	"	"	"	"
四十四	医薬品製造業の許可若しくはその更新の許可又は製造品目の変更の許可	薬事法 薬事法施行令	一〇日に審議会の諮問を要する日数を加える	七日に審議会の諮問を要する日数を加える	鳥取県薬事審議会の答申を要する。

四十一	薬局の開設の許可	薬事法	一〇日に審議会の諮問を要する日数を加える	七日に審議会の諮問を要する日数を加える	鳥取県薬事審議会の答申を要する。
四十二	削除				
四十三	配置販売従事者の身分証明書の交付	薬事法	五	五	
四十四	医薬品製造業の許可又は製造品目の変更等の許可	薬事法 薬事法施行令	一〇	七	保健所
四十七	薬種商販売業又は特例販売業の許可	"	一三	一〇	
四十七	薬種商販売業の許可	"	"	"	

を

別表第一耕地課の項中

十六

県営土地改良事業の適否決定

〃

一四

七

七

地方農林
振興局

を

十六

県営土地改良事業の適否決定

〃

一四日に
関係機関
との協議
に要する
日数を加
えた日数

七

七日に関
係機関と
の協議に
要する日
数を加え
た日数

関係市長及び町
村長が改訂予
定管理のそ
れを認めら
る場合は協
議を要す

に改める。

別表第一河港課の項中

十七

指定水防管理団体の水防計画の
承認

水防法

〃

〃

〃

〃

を

十七

指定水防管理団体の水防計画の
承認

水防法

〃

〃

〃

〃

十八

千立方メートル以上の砂利の採
取計画の認可

砂利採取
法

〃

〃

〃

〃

十九

千立方メートル以上の砂利の採
取計画の認可に係る変更の認可
及び千立方メートル未満の砂利
の採取計画の認可に係る変更後
の砂利の採取量が千五百立方メ
ートル以上のもの変更の認可

〃

〃

〃

〃

〃

に改める。

別表第一 建築課の項中

九

県営住宅の模様替又は増築の承認(鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)

鳥取県管
住宅の設
置及び管
理に關す
る条例

を

九

県営住宅及び特別県営住宅の模様替又は増築の承認(鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)

鳥取県管
住宅の設
置及び管
理に關す
る条例
鳥取県特
別県営住
宅の設置
及び管理
に關する
条例

に改める。

別表第二中「衛生課 衛」を

「衛生課 衛
病院管理課 病管」

に改める。

様式第2号

一般文書受付カード

受付年月日 .	受 第 号	発信者名	所管課受領印		
発信文書 記号番号	発信文書日付	提出期限	分類記号		
題 名			保存年限		
処 理 経 過					
.
.
.

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第3号

許認可等申請文書整理カード

課 名	整 理 番 号	標 準 処 理 期 限	所管課受領印
	号	年 月 日	
受 付 番 号	受 第 号	受 付 年 月 日	.
申 請 者 住 所 氏 名			
県	市 郡	町 村 大字	丁目 番地
処 理 状 況			調 査 日
.	.	.	.

様式第16号の2

発 文 書 整 理 カ ー ド

記載年月日 .	発 第 .	号 .	あて先	起案責任者印
題 名				分類記号 .
				保存年限 年
処 理 経 過				
.
.
.

様式第十六号の次に次の一様式を加える。

附 則

様式第二十一号を削り、様式第二十二号を様式第二十一号とする。
この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。